

市営葬儀 Q&A

市営葬儀に関してよくある質問と回答をのせています。
不明な点や詳細については斎園課にお問い合わせください。

Q 市営葬儀を利用すれば葬儀にかかる費用を安く抑えることができますか？

市営葬儀では「市民の方でできることは市民の方」、「葬儀業務（祭壇設置・ご納棺・司会進行など）を葬儀担当職員」、「各種専門業務（寝台車でのご搬送・供花・粗供養品・仕出し料理など）を民間業者」と提供するサービスを役割分担することで、それぞれの金額を抑えています。

Q 故人は高槻市民ではありませんが、市営葬儀式場で葬儀を行うことはできますか？

市営葬儀の申し込みをする方が高槻市民で、続柄が故人の配偶者または三親等以内であれば市営葬儀式場での葬儀が可能です。
ただし市営葬儀使用料は市外住民料金となります。
(例1) 第1式場と法要室を利用する場合
252,760円+157,140円+31,420円=441,320円
(例2) 多目的室での葬儀
160,570円+38,760円=199,330円

Q マンションの2階にある自宅で市営葬儀を行うことができますか？

基本的にはマンションや一戸建てにかかわらず、住宅の2階以上では葬儀を行うことはできません。
ただし「①マンション管理者の許可がある。」「②玄関・階段・エレベーターに棺運び出すスペースがある。」「③少人数での葬儀である。」「④祭壇無で行う。」以上4つの条件をみたせば、市営葬儀を行うことができます。※詳しくはご相談ください。

Q 故人の思い出の品を棺に入れてあげたいのですが

不燃物や書籍などは火葬に支障が出ますので入れることはできませんが、衣類やお菓子などの食べ物物は少量であれば可能です。
メガネや靴などの絵を描いて入れてあげる場合もあります。

Q 市営葬儀式場の霊安室に家族が付き添って宿泊することはできますか？ また僧侶に枕経をあげてもらえることができますか？

霊安室は、市営葬儀式場で葬儀を行う場合に利用できるご遺体を安置するための施設です。家族が付き添いで宿泊されることも、僧侶に枕経といった法事を行っていただくこともできませんのであらかじめご了承ください。
霊安室への入場日時はすべて葬儀担当職員が手配いたします。
利用料は1日(24時間)あたり3,140円で最長2日間です。

Q 葬儀は行わないで、亡くなった病院から直接火葬場に行く【直葬】は可能ですか？

火葬場への入場は事前にご遺体を棺に納める必要がありますので、病院からの直葬はできません。
市営葬儀で直葬（宗教儀礼を行わない葬儀）をされる場合は自宅や市営葬儀式場などの葬儀会場に搬送し、ご納棺をしてからとなります。
※施設内で納棺が可能な場合でも火葬炉の使用状況ですぐに火葬場に入場できないことがあります。

Q 祭壇や棺などの葬儀用品に使用料別のランクはありますか？

「簡素・低廉・厳粛」をモットーに市民の皆様等に等しくサービスを提供するため、市営葬儀は使用料別のランクを設けておりません。
祭壇については、宗旨（仏式・神式・キリスト式）と葬儀会場の広さに合わせたものを、棺など葬儀消耗品も宗旨に合わせたものを使用します。

Q 葬儀にかかる費用の支払い方法を教えてください

市への支払いは市役所、市営葬儀式場、最寄りの金融機関でいただくことができます。
各業者への支払いは、ご当家と業者の間で支払方法や日程を決めてください。※寝台車の搬送費用はその場での支払いとなります。

Q 参列者や宗教者の接待などはすべて遺族でなければいけないのですか？

通夜の司会進行はじめ、参列者へのお茶出し、粗供養品のお渡しといった接待や会場清掃、音響設備管理、焼香の案内、法要の準備、着物の着付け介助まで葬儀に関するお世話をする【式進行補助員】を葬儀の規模に応じて依頼すると、ご遺族の負担を軽減することができます。※市営葬儀式場（第1・第2・第3式場）では必ず依頼してください。

Q まだ亡くなっていないのに葬儀の話をしてしたり相談したりするのは不謹慎なことですか？

あらゆる生物は生まれた瞬間から死に向かいます。親子・夫婦・兄弟姉妹・友人…。二人以上の方が一緒にいるということは、多くの場合どちらかが先に亡くなるということです。遺されたどちらかが亡くなった方のために行う儀式が葬儀なのです。
じぶんのため、大切なひとのため、葬儀についてじっくり話し合うことは【終活】とも呼ばれています。

高槻市営葬儀ガイド

THE GUIDE OF MUNICIPAL FUNERAL SERVICE TAKATSUKI

高槻市 市民生活環境部 斎園課
大阪府高槻市桃園町2番1号
本館 1階17番窓口
TEL 072-674-7192
FAX 072-674-7028

～市営葬儀の申し込みのながれ～

市営葬儀を利用できる方

- 故人または申請者が高槻市民である
・市営葬儀式場を利用いただけます。
- 高槻市内で葬儀を行う方
・故人、申請者ともに市外住民でも可能です。

※ 故人が市外住民の場合は市営葬儀使用料が割り増しになります。(次頁参照)
※ 故人および申請者が高槻市民でない場合は市営葬儀式場での葬儀を行うことができません。

申し込みに必要なもの

- 【死亡診断書】(死体検案書)
・コピーをとっておくことをお勧めします。
- 【印鑑】※認印でも可
・死亡届、申込書の記入の際に必要です。
- 【故人の写真】※集合写真でも可
・遺影用の写真。ピントの合ったもの。

※ 死亡届を行うと発行される【埋火葬許可証】は大切に保管してください。



申し込み窓口で相談できること

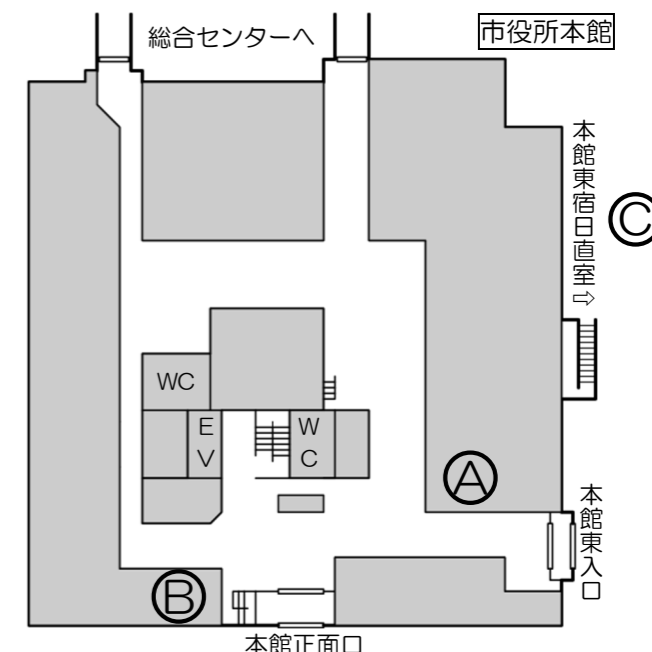
- 寝台車の手配(ご遺体の搬送)
・詳細は次頁参照
- 宗教者(寺院・神社・教会)の紹介
・詳細は次頁参照
- 葬儀会場の紹介
・葬儀会場として利用できる自治会集会所・寺院などの紹介をすることができます。

申し込み方法

- 病院などで亡くなられたら
⇒担当医師に【死亡診断書】をもらう
⇒必要項目を記入しておく

- 高槻市役所に行く
・【死亡診断書】と【印鑑】を忘れずに持参。

- 平日 AM8:45~PM5:15
③ 3番窓口 市民課戸籍
・死亡届を提出します
④ 17番窓口 斎園課
・市営葬儀の申し込み
- 夜間(左記の時間外) 土日祝・年末年始
◎ 本館東宿日直室
・死亡届を提出
・市営葬儀の申し込み



亡くなられたら...
まずは **お電話を!**
平日 AM8:45~PM5:15 斎園課 TEL072-674-7192
夜間(上記時間外) 土日祝・年末年始 宿日直室 TEL072-674-7000

葬儀の準備をすすめていく

～葬儀会場の決定～

市営葬儀式場を利用する

- 第1式場**
身近な方で送る家族葬や、参列者60名ほどの中規模葬向け。
- 第2式場**
参列者が100名を超える大規模葬に対応。座席の数を調整しますので、小・中規模葬でも利用いただけます。

- 【利用できる式場施設】
- ◇ 親族控室（10畳2間）
 - ◇ 僧侶控室
 - ◇ 法要室（別途費用）
 - ◇ 湯沸室
 - ◇ シャワー室

【葬儀利用の際の注意】

- ◇ 参列者数の制限あり
- ◇ 供花の数の制限あり
- ◇ 式場施設の利用制限あり
- ◇ ロビーでの受付不可
- ◇ 葬儀時間が固定
AM9:30～AM10:30

- 第3式場**
定員25名（遺族・親族・一般会葬者・宗教者含む）の小規模葬専用。多目的室を親族控室として利用。

- 多目的室（10畳一間の和室のみ）**
定員15名（遺族・親族・一般会葬者・宗教者含む）の家族葬・密葬専用室。

※第3式場・多目的室での葬儀では上記式場施設を利用することはできません。

自宅・集会所・寺院・教会で行う

- 会場の準備**
自宅や集会所で葬儀をされる場合は、会場スペース確保のために家具や机・イスなどを移動しておいてください。市の紹介以外での集会所・寺院・教会の使用許可はご当家でお取りください。
- 祭壇**（仏式・神式は2段飾りか3段飾り。キリスト式は2段飾りのみ。）
会場スペースに応じた大きさの祭壇（2段か3段）を設置します。

～葬儀時間の決定～

市営葬儀式場での葬儀

- 第1・第2式場での葬儀**
 - AM11:00～PM12:00
 - PM 1:30～PM 2:30
- 第3式場・多目的室での葬儀**
 - AM9:30～AM10:30

自宅などでの葬儀

- AM 9:30～AM10:30
- AM10:30～AM11:30
- PM12:30～PM 1:30
- PM 1:30～PM 2:30
- PM 2:30～PM 3:30

※ 開式や出棺の時間は、葬儀の規模などの事情により若干の変更を事前にお願する場合があります。

～宗教者への依頼～

宗教者への連絡（懇意にしている宗教者がいる場合）

- 葬儀の日程の確認**
ご当家の希望日程を伝え、宗教者にご相談の上お決めください。
- 内容の打ち合わせ**
依頼される宗教者の人数や戒名（法名・法号）、お供えやお礼の額など詳細を決めてください。

宗教者の紹介（懇意にしている宗教者がいない場合）

- ご当家の宗派の確認**
- 内容の打ち合わせ**
戒名、お供えやお礼の額などの詳細はご当家と宗教者でしてください。特に御礼の額については決して失礼には当たりませんので宗教者に直接お尋ねください。

※ 菩提寺（懇意の宗教者）がある場合の紹介について

基本的には菩提寺のある方に別の寺院を紹介することはできません。菩提寺が遠方にあるなどの理由で高槻市内の寺院の紹介を希望される場合、必ずその旨をあらかじめ菩提寺に伝えておいてください。

～ご遺体の搬送～

高槻市内の搬送1回分が使用料に含まれます

搬送費用が含まれる例

- 市内の寺院で葬儀を行い、火葬場へ霊柩車で搬送。
- 市内の病院から市営葬儀式場へ寝台車で搬送。
- 市内の自宅でご納棺し、市営葬儀式場へ搬送。

別途搬送費用が必要な例

- 自宅から葬儀会場となる集会所などへ寝台車で搬送。
- 高槻市外の病院から市営葬儀式場へ寝台車で搬送。
- 市内の病院から寝台車で自宅へ搬送。

搬送の際の注意とお知らせ

- 寝台車の搬送の手配は葬儀担当職員が行います。
- 別途費用の料金については申込窓口でお伝えします。
- 別途費用については寝台業者（運転手）に直接お支払いください。
- 寝台車の車種の指定はできません。
- 夜間の搬送の場合は寝台業者の連絡先をお伝えします。

葬儀の形式

故人の遺志や、参列者数による葬儀の規模の大小などで葬儀の形式を決定します。

～希望の葬儀をおこなう～

一般的な葬儀

- 宗教者に葬儀を依頼する。
- 遺族・親族はじめ知人・友人・町会・各種団体・会社関係の方々に参列していただく。

家族葬

- 遺族・近親者・友人関係など親しい方々のみで行う。
- 他一般の参列は辞退する。
- 宗教者に依頼しない場合もある。

密葬・直葬

- 遺族・近親者のみで行う。
- 宗教者に葬儀を依頼せず、火葬・お骨あげのみを行う。
- 後日故郷に戻ってから本葬を行う場合もある。

自由葬

- 宗教者に依頼しない。
- 故人や家族の意思で宗教儀礼にとられない自由な形式をとる。
- 故人の好きな音楽を流す。手紙などでメッセージを送るなど。

市営葬儀使用料金

※故人が12歳未満や生活保護法による被保護者の方の料金は窓口でお尋ねください。

市営葬儀使用料

| 種類 | 葬儀会場 | 内容 | 高槻市民 (市外住民) |
|------|--------------------------------------|--|------------------------|
| 葬儀 A | ・第1・第2式場使用 ・自宅・集会所・寺院・教会葬での祭壇使用 | ・棺 ・ご納棺 ・火葬 ・お骨上げ ・葬儀消耗品など | 116,380円 (252,760円) |
| | ・第3式場・多目的室使用 ・自宅・集会所・寺院・教会葬での祭壇無し | | 70,280円 (160,570円) |

市営葬儀式場使用料

| 種類 | 使用料 |
|--------|-----------------------|
| 第1葬儀式場 | 157,140円＋葬儀 A 使用料 |
| 第2葬儀式場 | 209,520円＋葬儀 A 使用料 |
| 第3葬儀式場 | 104,760円＋葬儀 B 使用料 |
| 多目的室 | 38,760円＋葬儀 B 使用料 |
| 法要室 | 31,420円 |
| 霊安室 | 24時間ごとに3,140円（最長48時間） |

【例1】 故人が高槻市民で第1葬儀式場・法要室を利用
葬儀 A 使用料 市営葬儀式場使用料 法要室 使用料 合計
 116,380円＋157,140円＋31,420円＝304,940円

【例2】 故人が高槻市民で第3式場での葬儀を行う
葬儀 B 使用料 市営葬儀式場使用料 合計
 70,280円＋104,760円＝175,040円